

徳島県国土強靱化地域計画推進委員会

日 時：平成27年4月24日（金）
15時30分～17時
場 所：県庁3階特別会議室

次 第

推進委員会の目的と今後の取組み等について

徳島県国土強靱化地域計画推進委員会 委員

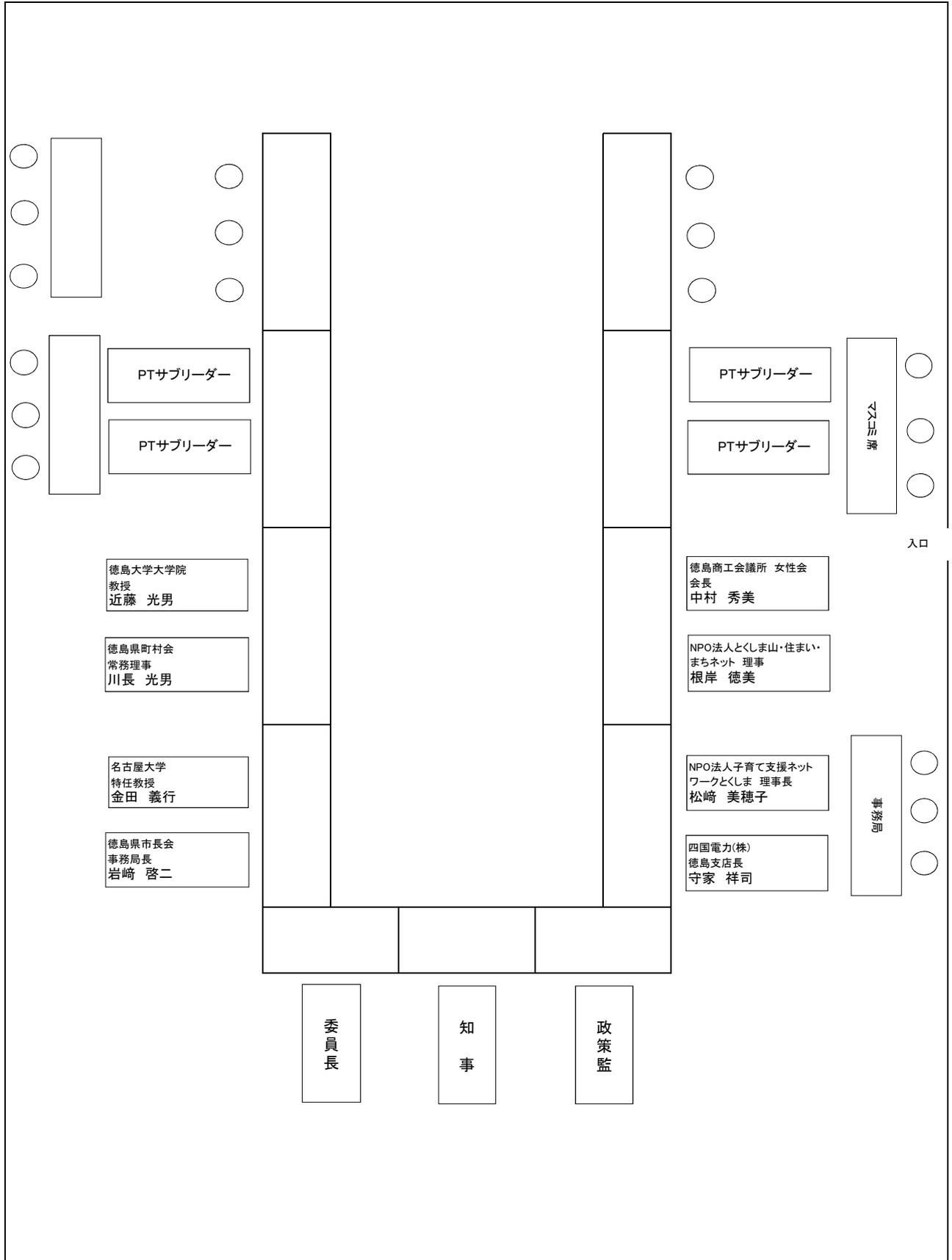
No.	委員氏名	所 属 等	備考
1	岩 崎 啓 二	徳島県市長会 事務局長	
2	金 田 義 行	名古屋大学 特任教授	
3	川 長 光 男	徳島県町村会 常務理事	
4	近 藤 光 男	徳島大学大学院 教授	
5	島 本 敬 子	日本赤十字社徳島県支部 事業推進課長	欠席
6	中 村 秀 美	徳島商工会議所 女性会会長	
7	根 岸 徳 美	NPO法人 とくしま山・すまい・まちネット 理事	
8	福 島 明 子	四国大学 講師	欠席
9	松 崎 美 穂 子	NPO法人 子育て支援ネットワークとくしま 理事長	
10	守 家 祥 司	四国電力(株)徳島支店 支店長	

※50音順、敬称略

国土強靱化地域計画推進委員会 配席図

日時:平成27年4月24日(金) 15:30~

場所:県庁3階 特別会議室



徳島県国土強靱化地域計画推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定した「徳島県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）の適切な進捗管理と見直しを行うことにより、地域計画を計画的かつ着実に推進するため、徳島県国土強靱化地域計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（掌握事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、助言、提言を行うものとする。

- (1) 地域計画の推進に関すること。
- (2) 地域計画の検証及び見直しに関すること。
- (3) その他、地域計画に関し必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、防災関係者及び学識経験者等から知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会をとりまとめ、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ、招集する。

2 委員長は、必要と認める場合は、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務は、徳島県危機管理部南海地震防災課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

この要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。